

国有財産活用レポート No. 1 【徳島中央公園】

国有地所在地： 徳島市徳島町城内6番1のうち外
契約種別： 無償貸付契約
貸付先： 徳島市
貸付数量： 土地 41,381.41㎡
 工作物 一式
当初貸付始期： 昭和48年12月14日
根拠法令： 国有財産法第22条第1項第1号



財産の沿革

財産の一部(38,902.07㎡)は、もと徳島刑務所敷地でしたが昭和41年3月28日に用途廃止され、法務省より引受けた財産です。そのうち、3,504.06㎡は、昭和45年8月25日付で水道施設敷地として徳島市水道局へ無償貸付していたものですが、昭和63年6月30日から徳島中央公園敷地として徳島市へ無償貸付しています。残りの、35,398.01㎡は、昭和48年12月14日付で徳島中央公園敷地として徳島市へ無償貸付しています。

財産の一部(2,479.34㎡)は、もと徳島刑務所官舎敷地でしたが昭和46年11月10日に法務省より所管換を受けた財産です。昭和55年6月25日から徳島中央公園敷地として徳島市へ無償貸付しています。

地域への貢献

旧徳島藩主 蜂須賀公の居城跡である徳島中央公園は、徳島市中心市街地に位置しており、明治39年に開設されて以来、今日まで市民の身近なレクリエーションの場として親しまれています。

広大な公園は、自然を生かした城山ゾーンを中心に、旧徳島公園ゾーン、スポーツゾーン、休養ゾーン、河岸ゾーンの5つに区分されます。市立体育館などがあるスポーツゾーンや河岸ゾーンが貸付地となっており、多くの人々に使用されています。

